



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2024 年 1 月 24 日

No. IMY_002

インドネシアにおけるゴールデン・ビザについて

執筆者：弁護士 [宮西 啓介](#)

インドネシアにおけるビザの概略

インドネシアにおけるビザの種類や内容は法務大臣規定 2016 年第 24 号で定められており、目的に応じて所定の日数の滞在が認められる。主なものを概略すると以下のとおりである。

① アライバルビザ (B213)

観光、親族訪問、商談、セミナー参加、トランジット等を目的とする 30 日以内の滞在に利用されるビザである。取得には、オンライン又は到着したインドネシアの現地空港で 50 万ルピア（本記事掲載時で 1 ルピア＝0.0093 円）を支払う必要がある。旅行等の短期間での滞在の場合に最も利用されるビザである。

② シングルビザ (B211A・B・C)

観光、親族訪問、商談、セミナー参加、トランジット等に加え、工場関連（インドネシア所在の支社の監査等）、取材・映画製作関連（管轄当局から許可を得た取材活動や非商業目的の映画製作等）を目的とする 60 日以内の滞在に利用されるビザである。このビザは期間延長が認められており、最大 4 回（1 回当たり最大 30 日間）まで滞在期間を延長することができる。

③ マルチプルビザ (D212)

観光、商談、セミナー参加等を目的とする 60 日以内の滞在に利用されるビザである。シングルエントリービザとの違いは、60 日以内であれば 1 年間に複数回の入出国が可能である点である。期間延長は認められていない。

④ 暫定居住ビザ (C311-320)

WTO の専門家としての労働 (C311)、各種労働 (C312)、外国投資 (C313、C314)、研修 (C315)、教育への参加 (C316)、家族帯同 (C318) 等を目的とする滞在に利用されるビザであり、目的に応じて最長 1 年あるいは 2 年間の滞在が可能である。

ゴールデン・ビザ

インドネシアにおける主なビザの種類や内容は概略すると以上のとおりである。これに加え、インドネシア政府は、ゴールデン・ビザという制度を新たに制定した。これは、**2023年8月22日**に公布され、同月**24日**に施行された、ビザ及び居住許可に関する**2023年政府規則第22号**（以下「規則第22号」という。）において規定されたものである。

規則第22号は移民に関する**2023年政府規則第40号**の制定を受け制定されたものであり、規則第22号に基づきゴールデン・ビザに関するいくつかの規則が施行されている。

ゴールデン・ビザは、①外国投資、②家族の統合、③元インドネシア国民及びその子孫のインドネシア本国への送還、④インドネシアにおけるセカンドハウスの所有を目的とする場合に発給され、5年間又は10年間の滞在を可能とするものである。なお、この目的の中に労働は含まれていないため、労働目的でのゴールデン・ビザの取得はできない。

ゴールデン・ビザの取得目的は上記のとおりであるが、この中で、最も関心を集めるように思われるのが外国投資を目的とする場合であるように思われるところ、その内容は以下のとおりである。

外国投資の場合のゴールデン・ビザ発給の条件と内容

■ 個人投資家の場合

投資先や投資内容の種類等によって、5年間又は10年間の有効であるとされている。

① 投資家がインドネシアでの新規事業に投資する場合

- ・ 250万米ドル以上500万米ドル未満を投資する場合：5年間
- ・ 500万米ドル以上を投資する場合：10年間

② 投資家がインドネシア国債、インドネシア国内の上場企業の株式又は投資信託を購入する場合

- ・ 35万米ドル以上70万米ドル未満を購入する場合：5年間
- ・ 70万米ドル以上を購入する場合：10年間

③ 投資家が**100万米ドル**以上の複数階建ての住宅又はアパートメントを購入する場合：10年間

■ 法人の場合

インドネシア国内に一定の投資額で支店又は子会社を設立する場合において、対象者がその支店又は子会社の取締役又は取締役会の構成員である場合

- ・ 投資額が2500万米ドル以上5000万米ドル未満の場合：5年間
- ・ 投資額が5000万米ドル以上の場合：10年間

このように、外国投資の場合における滞在期間が、シングルエントリー訪問ビザの場合には延長しなければ最大**60日間**であるのに対し、ゴールデン・ビザの場合には**5年**又は**10年間**という長期間にわたり許容されることとなる。

しかし、外国投資目的でのゴールデン・ビザの取得には多額の投下資金を要し、最小でも**35万米ドル**の資金を必要とし、そのハードルは決して低くない。

また、新規事業に投資する場合や、支店又は子会社を設立する場合においても、多額の設備投資を要する業種であればまだしも、サービス業のように必ずしも多額の設備投資を要しない業種も多くあるように思われる。

インドネシアでは、外国資本が1%でも含まれれば外国資本投資会社（PMA）とされ、最低投資金額として100億ルピアが必要となり、外国からの新規参入が容易ではない状態が続いており、今後も動静を注視する必要があるように思われる。

執筆者

弁護士 [宮西 啓介](#)（アソシエイト、東京弁護士会）
Email: keisuke.miyanishi@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドネシア・マレーシアプラクティスチーム
Email: ipg_indonesia_malaysia@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。